

第3章 不正防止計画の実施

区 分	不正を誘発する要因	対 策	実施状況	備 考
組織体制の強化 －学内の責任体系の明確化（ガバナンス）－	・運営・管理に関わる者の責任と権限の体系が不明確	・運営・管理にかかる責任体系、予算執行に係る責任体系を明確にする	・最高管理責任者、統括管理責任者、予算責任者、予算詳細責任者、予算詳細執行支援者の責任を明確化 ・旅行命令権者及び担当部署の義務と責任を明確化	・「教育研究資金の予算執行の責任に関する規程」で明文化（H24） ・「教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則」制定（H27.3） ・「旅行命令等規則」制定（H28.7）
	・本学の役員や部局長等が担う管理責任者のリーダーシップに基づく全学的な連携が不十分	・コンプライアンス室の設置等による全学的な連携組織を整備する	・コンプライアンス担当副学長を任命など、コンプライアンス室の体制整備	・コンプライアンス室は教育研究資金適正管理室に改編（H27.3）
	・教育研究資金管理の責任者としての意識が低い	・予算詳細責任者に対し、支援者への説明を促すことで意識の向上を図る	・予算詳細責任者は、予算詳細執行支援者に対してその責任と役割について説明 ・研修の受講義務化	・H23以降は、各種研修・説明会の機会に責任について周知
運営・管理基盤の整備 －適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（統制環境）－	・不正使用は特定の個人が引き起こす問題であるという意識が強い	・不正経理問題の情報共有などを図ることで意識の改革を促す	・各種の説明会、研修会等の機会を通じて、不正事項や会計検査院の指摘事項等を紹介し、注意喚起	
	・教育研究資金の管理・運営に関するルールの周知が不十分	・わかりやすいハンドブック等を作成し、配付する	・ハンドブックを作成し、冊子を配付。本学HP等に掲載し、相談窓口の連絡先等を周知	・「研究費使用ハンドブック」（H24.9～）※英語版（H27.12～）以後毎年度更新 ・「教育研究資金不正防止計画」を英文化、HP掲載（H27.3）
	・不正事案に対する懲戒の基準等が不明確など、大学は不正に断固とした対応をとることの周知が不十分	・不正行為を行った者に対する懲戒処分基準の明確化と周知徹底	・各種の研修会等の機会を通じて周知 ・不正使用や研究活動上の不正行為を「懲戒処分の基準」に盛り込み、該当する場合は氏名も公表	・「懲戒処分の基準」、「懲戒処分の公表基準」を一部改正（H27.1）
不正の要因の把握、分析と計画管理 －不正発生リスク評価と対応－	・不正に関するリスクとその発生要因を網羅的に把握・分析し、必要に応じて関係規程等を見直すなどの取組が不十分	・他大学での不正使用事例の検証 ・コンプライアンス室による問題の把握と意識共有 ・内部監査で把握された問題への対応	・FD研修や新採用教員向けセミナー等の場で、不正事例を示しつつ注意喚起を徹底 ・内部監査での指摘事項の実施 ・機動的な監査体制としての臨時監査を実施	・コンプライアンス室は教育研究資金適正管理室に改編（H27.3）
教育研究資金の適正な運営・管理活動 －統制活動－	・研究者を意図せざる不正や止むを得ないルール違反から守り、有効かつ効率的な教育研究資金の執行を実現する体制が構築されていない	・研修・説明会等の受講義務化 ・相談窓口の設置	・教職員向け研修の受講を義務化（未受講者は公的研究費の申請、研究費の事務処理が不可） ・研究支援窓口（Web版）等を設置	
	・教員と取引業者の癒着の発生を防止し、物品等の購入に際して当事者以外の者によるチェックが不十分	・取引業者への確認等 ・検収センター機能の充実 ・教員発注の見直し	・誓約書の内容及び徴収要件見直し ・納品物品にマーキングの実施、納品台帳の備え付け、出口管理の実施	

区 分	不正を誘発する要因	対 策	実施状況	備 考
			・教員発注上限額を 100 万円未満から 50 万円未満へ見直し、学内統一発注簿の利用 ・ローカルルール見直しに伴い、誓約書徴収除外対象業者の範囲、発注簿の提出頻度、検収・マーキングの取扱、教員発注上限金額（100 万円未満）等の改正を実施（H29.10） ・購入物品の抜き打ち検査の実施（H29.10） ・出口管理及びマーキングシールの廃止（R元.11）	
	・出張計画の実行状況等や謝金・給与の事実確認が不十分	・事務職員等による事実確認の強化 ・確認書類の提出義務化（出張用務等確認書、宿泊証明書、特急・急行券など）	・確認書類（出張用務等確認書、宿泊証明書、特急・急行券など）の提出義務化（H27） ・ローカルルール見直しに伴い、旅行事実を確認する書類を簡便化（H29.6）	
	・学生アシスタント等の作業従事者等に対する不正使用防止意識の浸透を図っていない	・大学院学生に対する周知 ・雇用・採用時に、事務職員による説明等を強化	・新入生のオリエンテーションで周知 ・雇用・採用時には事務職員が留意事項を記載した文書を本人へ手交 ・勤務報告書は本人が事務局職員に直接提出 ・労働条件通知書の手交時に「不正防止のための通知」「研究費使用ハンドブック」を配布（H29）	
情報の伝達 －情報の伝達を確保する体制の確立－	・教育研究資金の不正に関する通報・相談窓口の使用手法や手続きの周知が不十分	・相談窓口の設置 ・FAQ の蓄積公開 ・学内外の通報窓口の設置 ・各種説明会等での周知	・研究支援窓口（Web 版）等を設置、FAQのHP掲載 ・総合通報・相談窓口の設置 ・学外通報窓口を設置（H29.5） ・各種説明会での周知	
	・会計ルールの効率的な運用のため、教職員に対する予算執行状況等の情報を共有できる環境を構築できていない	・物品等請求システムを活用した情報共有	・システムで執行率を確認できるよう改修 ・発注簿によるモニタリングを実施 ・発注簿を予算執行報告書に変更し、提出時期を四半期から半期に変更（H30.4）	
モニタリング体制の強化 －全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制の整備－	・不正発生のリスクを早期に発見できる全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制が不十分	・内部監査室体制の充実・強化 ・コンプライアンス室体制の充実・強化 ・内部監査室とコンプライアンス室の連携強化	・内部監査室の室員を増加 ・コンプライアンス担当副学長、専門職員の配置など体制を強化 ・定期監査指摘事項などの情報共有による連携	・コンプライアンス室は教育研究資金適正管理室に改編（H27.3） ・内部監査室は監査室に改編（H28.4）
	・教職員への各種ルールの浸透状況や、不正事例を適時に発見し、適切な対応につなげるための体制、仕組みが不十分	・内部監査機能・体制の強化 ・リスクアプローチ監査の実施 ・コンプライアンス推進責任者によるモニタリングの強化	・通年での監査を可能とするなどの強化を実施 ・不正使用が生じるリスクに照らした監査の実施 ・コンプライアンス推進責任者によるコンプライアンス教育の実施	